

企画提案競技実施の掲示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成29年 8月16日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和

1 業務の概要

(1) 業務名称

地方都市等におけるまちづくり支援方策の多様化等に係る検討業務

(2) 業務の目的

独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）が地方都市等においてコンパクトシティの実現等のまちづくりの支援を行うに当たっては、地方都市等におけるまちづくりのニーズの的確な把握とまちづくり活動の担い手である民間事業者等との連携が欠かせない。本業務は多様化するまちづくりのニーズや課題を体系的に整理するとともに、民間事業者等との連携に向けた人的ネットワークの構築方法とその活用方策を検討し、効果的・効率的なまちづくり支援の実施とまちづくり支援メニュー拡大の一助とすることを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 多様化する地方都市等のまちづくりのニーズや課題を、国の施策との関連、時流、地域特性・地域背景、過去からの経緯等の多様な側面から体系的に整理し、当機構の進めてきたまちづくり支援業務との関係性を整理する。
- ② 上記①で整理したニーズ・課題を踏まえ、まちづくり支援を進めるうえで連携すべきまちづくりの担い手（民間事業者等）を抽出・整理し、その民間事業者等との人的ネットワークを含む継続的な連携体制の構築方法を検討する。
- ③ 上記①②を踏まえ、当機構における新たなまちづくり支援メニューの検討及び民間事業者等と連携した新たなまちづくり支援方策の検討を行う（個別事例での試行実施を含む。）。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年9月28日（予定）

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
（詳細は、<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/jishisaisoku.pdf>を参照）
- (2) 当機構から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(詳細は、<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf>を参照)

- (4) 企画提案書提出時点において平成 29・30 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格において「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者は、参加表明書の提出までに当該競争参加資格の申請を行うこと。

※競争参加資格審査の申請等の問い合わせ先は次のとおり。

〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番地 1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課
電話：03-5323-0631

(郵送により申請書を提出する場合は、当業務に係る参加表明中である旨を送付状等に記載すること。)

※競争参加資格申請に係る手続きは当機構ホームページ参照のこと。

<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

- (5) 平成 24 年度以降に国の行政機関 (1 府 11 省 2 庁) による地域活性化に関する業務 (「地方創生」、「まち・ひと・しごと創生」、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」等) を受注し完了した実績を、1 件以上有していること。
- (6) 次に掲げる条件を満たす総括責任者を本件業務に配置できること。
- ① 平成 24 年度以降掲示日までに受注を完了した、上記 (5) の業務に従事した実績を 1 件以上有している者であること。
 - ② 参加表明書及び企画提案書の提出期限日時点において、本業務の参加表明者との間で雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合には、虚偽の記載として取り扱う。

3 企画提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者 (企業) の経験及び能力
- (2) 予定総括責任者の経験及び能力

4 企画提案書に求める内容

- (1) 本業務に係る実施方針
- (2) 企画提案

5 企画提案書を特定するための方法

提出された企画提案書を評価する。なお、企画提案書に関する提案者の説明を実施する。

6 評価内容等

- (1) 企画提案書の提出者を選定する評価

企画提案書の提出者の業務実績等を評価する。

(2) 企画提案書を特定するための評価

業務内容の理解、業務の実施体制、企画提案の内容等を評価する。

7 手続等

(1) 担当支社等

① 契約関係

〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目5番地1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課
電話：03-5323-0631 (担当：松木・小栗)

② 業務関係

〒163-1315

東京都新宿区西新宿六丁目5番地1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
まちづくり支援部 まちづくり支援第1課
電話：03-5323-0498 (担当：半田・福田)

(2) 企画提案競技説明書等の交付期間及び交付方法

① 交付期間

平成29年8月16日(水)から平成29年8月28日(月)まで

② 交付方法

当機構東日本都市再生本部ホームページからダウンロードとする。

(3) 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出場所

① 提出方法

事前に下記③記載の電話番号に連絡し、予定総括責任者が持参する。

② 提出期限

平成29年8月28日(月)17時00分まで

③ 提出場所

7(1)②に同じ

(4) 企画提案書の提出者の選定に係る通知日時及び通知方法

通知日時：平成29年9月7日(木) (予定)

通知方法：参加表明書に記載の業務拠点に書面を郵送

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成29年9月19日(火)17時00分まで

提出場所：上記(3)③に同じ。

提出方法：上記(3)①に同じ。

(6) 企画提案書の説明日時、説明場所及び説明方法

説明日時：平成29年9月21日(木)

ただし、説明時間については、7(4)の企画提案書の提出者の

選定に係る通知の際に併せて当機構が指定する時間とする。

説明場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番地1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部内

説明方法：プレゼンテーション方式による。

(7) 再公募の実施

本業務において、企画提案競技に参加する者が当機構の関係法人1者であった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

8 その他

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：7(1)に同じ。

(3) 2(4)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も7(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書提出時点において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(4) 詳細は企画提案競技説明書による。

(5) 本企画提案競技参加に伴う費用負担は当機構では一切行わない。また、提出物については、返却を行わない。

9 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
別添による。

以上

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得るので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等とあわせ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以 上